

「フォトハラスメント」という言葉を知っていますか？

～SNS上への無断投稿がトラブルに～

友人と一緒に写っている写真をSNSなどに投稿した経験はありませんか？もしかしたら、投稿した写真が原因で、思わぬトラブルに巻き込まれてしまうかもしれません。

他人の写真を無断でインターネット上やSNSなどに投稿する行為を「フォトハラスメント（フォトハラ）」といい、新しいハラスメントの一つとして問題視されています。

いくら親しい関係でも、自分の写真を無断で投稿されてしまうことに不快感を覚える人はたくさんいます。また、修学旅行や卒業アルバムなどの集合写真をSNS上に無断で投稿し、トラブルになった事例も耳にします。

投稿する人も「“これくらい”なら問題ない」と判断しているかもしれませんが、人によって“これくらい”の基準は大きく異なります。



<注意点>

1 一緒に写っている人には事前に投稿への許可を得ること

一緒に写っている人には、投稿することについて必ず事前に了承を得てください。たとえ知人であっても、勝手に写真を投稿することはプライバシーや肖像権の侵害となるおそれがあります。



2 公開する必要のない写り込みは特定できないように加工をすること

投稿する際には、他の人物や名前などの文字情報が写りこんでいないか、よく確認してください。必要に応じて、トリミングを行う、画像をぼかす、拡大しても識別できないレベルの解像度に変更するなど、対象を特定できないよう加工を行ってください。

そもそも・・・

基本的に誰でも見ることができるのがSNSです。コメントなどに名前や住んでいる場所、学校名などがあれば、写真を載せただけで個人が特定されてしまう可能性があり、非常に危険です。写真に写り込んでいるもの以外にも、訪れた店や地域の行事などの話題でも、生活範囲が憶測できるので注意が必要です。

また、友人が写っているものを投稿すれば、たとえ掲載を許可してもらっていても、その友人を同じ危険にさらすことになりかねません。本当にその投稿が必要なものか、よく考えましょう。

<参考>・総務省「インターネットトラブル事例集（平成29年度版）」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000506392.pdf

・IPA（独立行政法人情報処理推進機構）「ブログやSNSに投稿した写真からプライバシー漏洩の可能性」

<https://www.ipa.go.jp/files/000045505.pdf>

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課 角田

☎:0776-20-0745（直通） メール：h-kakuda-um@pref.fukui.lg.jp